

## 令和8年度舞鶴市こども・若者の居場所づくり支援事業補助金 交付申請の受付について

本市では、市内の民間団体やグループ等が実施する、こども・若者に居場所や体験活動を提供する事業、及び、こども・若者が主体的に実施する事業について、その経費の一部を補助しております。

つきましては、この補助事業の申請を下記のとおり受け付けますのでお知らせします。

### 1. 受付期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金）

### 2. 対象となる団体

以下のいずれにも該当する団体

- ・団体の活動が、主にこども・若者の健全な成長の支援及び居場所づくりに資するものであること
- ・団体の構成員名簿を提出できること

### 3. 補助金交付対象事業及び補助率

#### (1) 交流・体験活動支援事業

こども・若者に対し、多様な交流や体験の機会を提供する事業  
(学校行事を除く)

【補助率】対象経費の2分の1（上限額30万円）

#### (2) こども・若者まんなか活動支援事業

こども・若者が主体となり、多様な交流や体験の機会を自らつくる事業  
(学校行事を除く)

【補助率】対象経費の4分の3（上限額10万円）

### 4. その他

関係団体等への周知チラシ（別紙のとおり）

